鹿児島建設新聞 日刊（日・月・祝翌日休刊） （第三種郵便物認可）

実体験に感動

インターンシップ 県建築士事務所協会

高校生と意見交換会

「学校で学ぶことと違って大変面白かった」―。6日から8日までの3日間「19年度就業体験学習（インターンシップ）」で、県立鹿児島工業高校と同加治木工業高校の建築系生徒20人を受け入れた県建築士事務所協会（大原達也会長）が最終日の8日、鹿児島市の宝山ホールで意見交換会を開いた。受け入れた建築事務所をはじめ、両高校の生徒ら約30人が出席し、3日間の感想を述べた。

参考になった―などと感想を述べ合った意見交換会＝鹿児島市の宝山ホールで

この中で生徒らは「設計事務所を実際見て、また工事現場も見れて新鮮な感じでした」「学校で教わったことを実際に見て、こうなるんだと大変参考になった」「現場に行って、初めて監理という仕事があることを知った」などと、学校では学ぶことのできない実体験に感動したことなどを語った。

また、司会を務めた武田敏郎交渉・渉外委員長（㈱武田建築事務所）は「いろいろなものに興味を持って」などとアドバイスした。さらに「建築では、ミリ単位の精度が要求される。これも多くの人が関わり正確な仕事をやるからこそ。そして最終的に建物ができます」などと説明した。

体験学習は、現場の業務に携わることで専門的な知識などを身に付け、関心を深めてもらおうと、高校2年生を対象に毎年実施。今回も会員14社が20人（うち女性5人）の生徒を受け入れた。

新たな建設リサイクル推進施策

構造物の延命化必要

国交省

新たな建設リサイクル推進施策の在り方に関する中間報告案を、国土交通省・社会資本整備審議会の小委員会が6日の会合で固めた。発生抑制の観点から、構造物の延命化、超長期住宅（200年住宅）の普及などが必要と指摘。現場分別の徹底に向けて、現場条件に応じた現場分別基準の策定、小口巡回共同回収システムの活用などを国に求めた。パブリックコメントを踏まえて、12月に報告書を作成。次期・建設リサイクル推進計画に反映させる。

報告案では、新たな建設リサイクル施策の中長期的な方向性として、建設リサイクル法などによる規制的な手法に加え、市場メカニズムに基づく▽適正処理▽再使用・再生資材の活用―の5分野については、国が現場条件に応じた現場分別基準を施工者、中間処理業者からの協力を得ながら策定することや、小口化・多品目化された建設副産物を巡回して共同搬送する小口巡回共同回収システムを活用することなどを求めた。

再資源化・縮減をめぐっては、アスファルト、コンクリート、木材、建設汚泥、建設発生土、建設複合廃棄物といった資材ごとに実施すべき事項を提示。適正処理の実現に向けて、公共工事の発注者に電子マニフェストの利用を段階的に原則化するなどの措置を要請した。

さらに、質の高い建設リサイクル推進企業の評価システムを整えることや、総合評価方式、VE方式などを活用して建設リサイクルの視点から設計の合理化や工法の改善を図ることなども必要とした。

112件が指定解除

土壌汚染対策法の施行状況

環境省

環境省は、土壌汚染対策法の施行状況（速報値）をまとめた。19年9月30日現在、法に基づき土壌汚染状況調査結果が報告された件数は809件。240件が「指定区域」に指定され、うち112件が指定を解除された。

土壌汚染対策法では、特定の有害物質を使用していた工場・事業場の廃止時などに、指定調査機関による調査を義務付け、基準を上回る土壌汚染が認められれば、都道府県知事が「指定地域」に指定、土地所有者などに汚染除去措置の実施を命じることができる仕組みとなっている。

また法の対象となる資材（特定建設資材）として、コンクリート、コンクリートや鉄からなる建設資材、木材、アスファルト・コンクリートを規定している。

次回の会合では、建設リサイクルを取り巻く状況の変化を踏まえ、▽法の対象となる工事の規模や金額が適正かどうか▽特定建設資材に追加、または特定建設資材から除外すべきものがあるかどうか―などが論点になるとみられる。

国交省・環境省の合同専門委員会

建設リサイクル法 見直しに着手

国土交通省と環境省が連携して、建設リサイクル法見直しに向けた検討に乗り出した。両省の専門委員会が6日に初の合同会合を開き、検討の進め方などを議論。次回に論点を整理し、12月中に成果を取りまとめることを確認した。次期通常国会への改正法案提出も視野に入れている。

平成14年に完全施行された建設リサイクル法は、資源の有効利用、廃棄物の適正処理などを目的として、一定規模以上の工事に分別解体・処理、再資源化などの措置を義務付けている。

例えば、建築の場合、解体工事は床面積80㎡以上、新築工事は床面積500㎡以上、修繕・模様替えなら金額1億円以上、土木工作物では金額500万円以上が対象がとなる。また法の対象となる資材（特定建設資材）として、コンクリート、コンクリートや鉄からなる建設資材、木材、アスファルト・コンクリートを規定している。

次回の会合では、建設リサイクルを取り巻く状況の変化を踏まえ、▽法の対象となる工事の規模や金額が適正かどうか▽特定建設資材に追加、または特定建設資材から除外すべきものがあるかどうか―などが論点になるとみられる。

建築設備士と2級建築士を同等に

資格取得後4年 1級建築士受験可能に

建築設備士を2級建築士と同等とみなし、資格取得後4年の実務経験があれば、1級建築士の受験資格を認める方針を示した。これが実現すれば、機械工学科や電気工学科の卒業者にも20代で1級建築士となる道が開かれることになる。

同省が建築士制度小委員会に示した考え方によると、建築設備士は建築士と類似した試験を実施していることから、2級建築士と同等の受験資格を与えることを提案。小委員会ではほぼすべての委員がこの提案について賛意を示した。

建築設備士試験は現在、大学で建築・機械・電気にかかわる課程を卒業した場合、実務経験2年以上で受験できる。今回の案を当てはめると、最短で、1級建築士試験合格後、設備分野で5年以上の実務経験を積み、設備設計1級建築士講習を受ければ、新たな専門資格「設備設計1級建築士」に認定される。

同省は建築設備士に対して、設備設計1級建築士講習のうち、設備設計に関する講義・修了考査を免除する考えも打ち出した。

おくやみ

おくやみ情報をお寄せください

新聞掲載は無料です。毎週火曜日から土曜日（夏季・年末年始休暇および祝祭日の翌日を除く）に掲載します。会社の代表者ならびに社員にかかわらずどなたでも構いません。親族、身内の方もご相談ください。

私の健康手帳 第128回 花粉症①

秋にも起こる 花粉症

春先のイメージのある花粉症ですが、花粉症は秋にも起こります。

十一月の鹿児島は花粉症の要因がたくさんある季節。秋のキク科植物の花粉はもちろん、夏の名残のイネ科花粉や、少量ながらスギ花粉もあるのです。

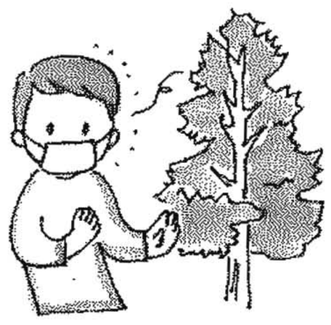

今の季節は厳しい残暑から急激に温度が下がることによって、物理的な刺激で鼻の調子が悪くなる人や、ウイルスによる風邪にかかる人も多くなります。「鼻かぜかな」と思っていても、実は「花粉症だった」ということもあるので、注意が必要です。

花粉症は植物の花粉によって起こるアレルギー性の病気で、樹木や草花の花粉が風で飛ぶことによって、目や鼻、のどの粘膜に付着して症状が起きます。

原因となる植物はさまざまで、代表的なものは春のスギ花粉ですが、鹿児島では秋にも少量ながらスギ花粉が飛散しています。夏にはイネ科植物の花粉、秋にはヨモギやブタクサなどのキク科植物の花粉が飛散して花粉症を引き起こします。

症状はくしゃみ、水様性鼻水、鼻づまりや、目のかゆみ、のどのイガイガ感などです。風邪の症状にも似ていて、熱の出ない軽い鼻かぜと間違いやすいのは確かですが、花粉症の場合は、発熱や関節の痛み、強いせきや強い咽頭痛はありません。

ただ、風邪に罹ることによって粘膜が弱くなってアレルギー症状を起こしやすくなることもあります。逆に、鼻アレルギーがある場合には風邪が長引くなど、二つの病気が合併することも少なくありません。

（次回に続く）

監修 清田耳鼻咽喉科
院長 清田隆二先生